

第2期栗東市障がい者基本計画

平成27年度～平成32年度

＜最終案＞

平成27年2月

栗東市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	6
1 栗東市の人口の推移	6
2 障がいのある人の数の推移	7
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本方針	11
3 計画の基本体系	12
第4章 重点目標	16
1 相談支援の充実	16
2 就労への支援	18
3 地域生活への支援	19

第5章 施策の推進.....20

- 1 理解と交流の促進..... 20
- 2 保健・医療の充実..... 30
- 3 生活支援の充実 36
- 4 学習機会の充実と社会参加の促進..... 54
- 5 就労の促進 66
- 6 生活環境の整備 72
- 7 防災・災害時支援の充実 78

第6章 計画の推進.....80

- 1 計画の推進体制 80
- 2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携..... 80
- 3 計画の見直し 80

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

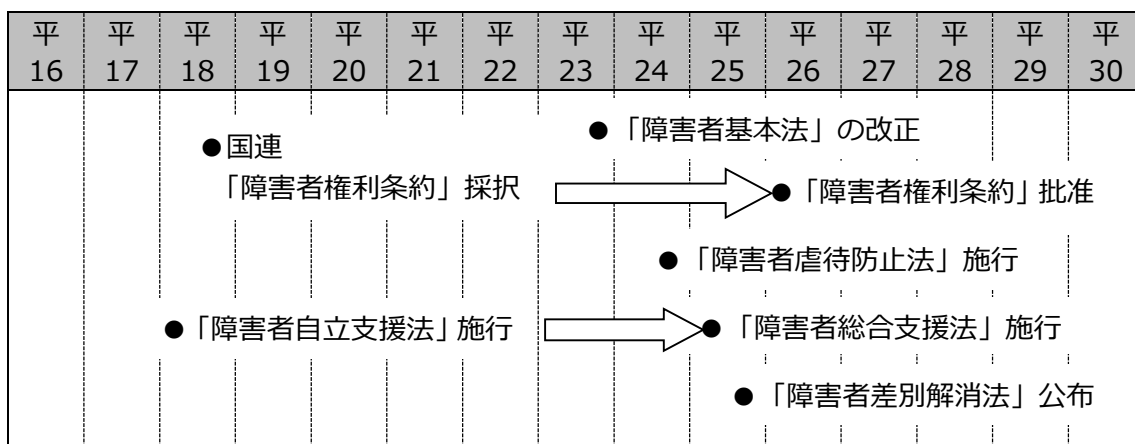
障がい福祉の分野では、わが国において平成 26 年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。平成 23 年には「障害者基本法」が改正されるとともに、平成 24 年 6 月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」に基づき、平成 25 年 4 月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、平成 24 年 10 月には障がいのある人の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立するなど障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

滋賀県においては、当県における障がい者施策の指針を示した「新・障害者福祉しがプラン」（計画期間：平成 24～26 年度）を平成 24 年 3 月に策定しました。プランでは、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」を基本理念に、地域で暮らし、働き、活動することの実現を目標としています。

本市においては、平成 16 年 3 月に「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画（改訂版）」を策定し、また、「第五次栗東市総合計画」（平成 22 年～平成 31 年）では、市の将来像を『ひと・まち・環境 とともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東』と定め、その中で基本目標「安全・安心のまち」として「障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり」をめざす方針が位置づけられています。

■ 障がい者福祉に関する法律等の動向



2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第9条）に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者総合支援法（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「栗東市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定、推進していくものとします。

本市のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、国の「障害者基本計画」や滋賀県の「新・障害者福祉しがプラン」など、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

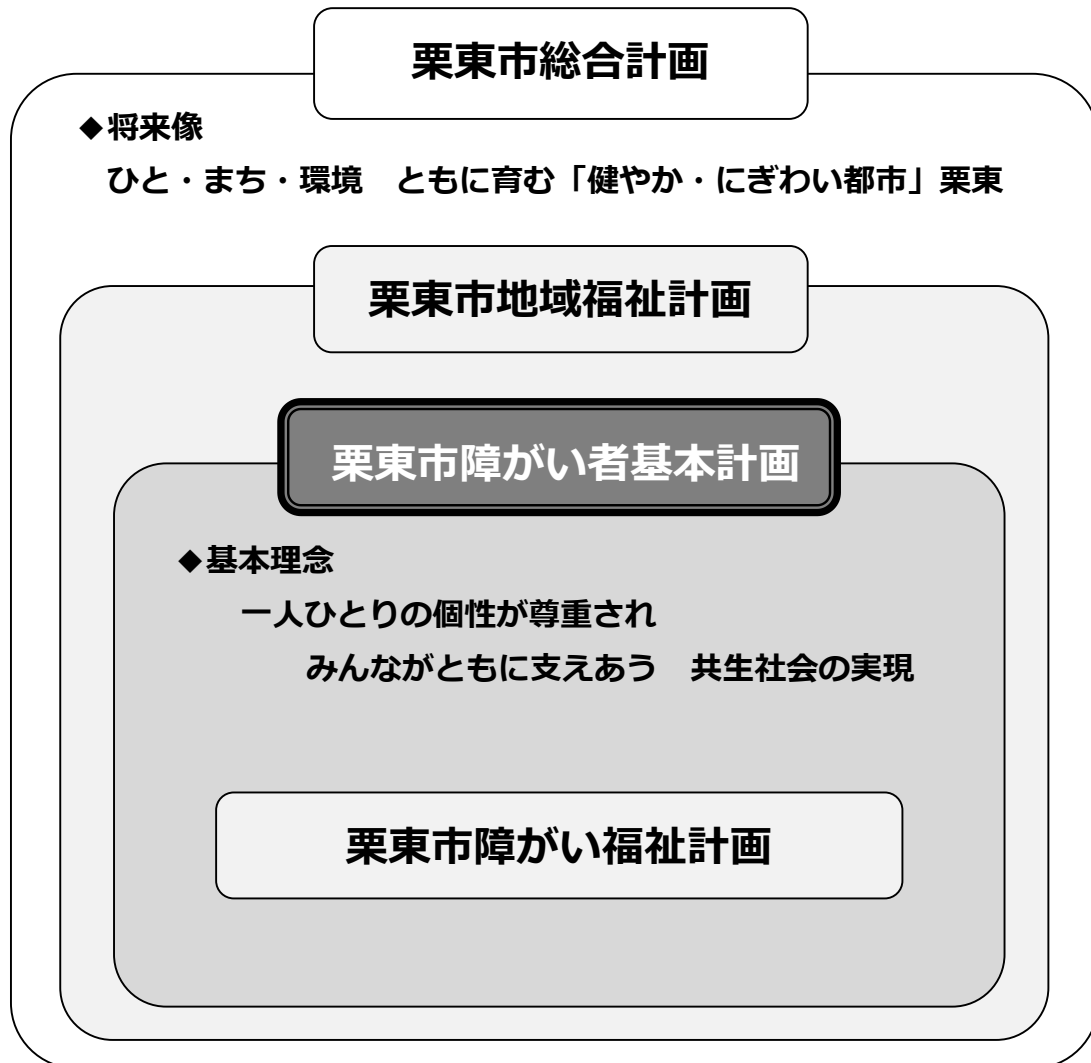
2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

■「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」の概要

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第9条第3項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第4期計画として策定するものです
性 格	○障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」及び「新・障害者福祉しがプラン」（平成24年3月）を基本とした、栗東市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第87条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

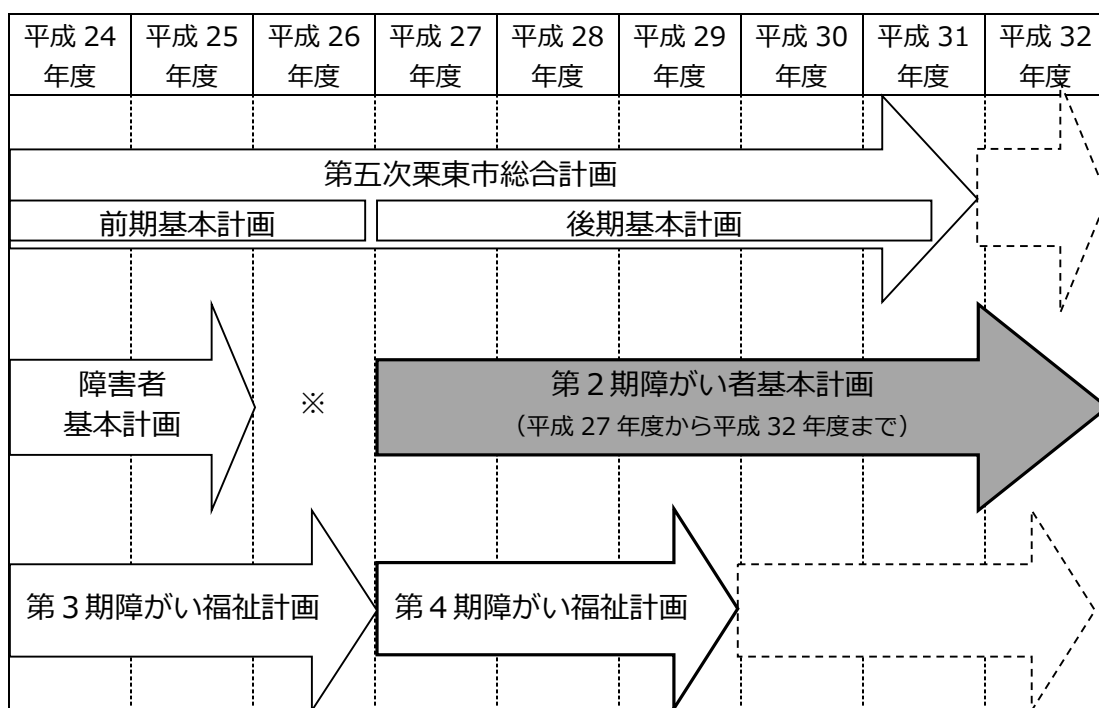
■本市計画との関連性



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 6 年の計画とします。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



※障がい者基本計画は平成 25 年度に計画期間が終了しているものの、第 4 期障がい福祉計画との整合を図るため、第 2 期障がい者基本計画の計画開始時期を平成 27 年度とし、計画期間を 6 年間としました。なお、平成 26 年度の障がい福祉に関する施策の実施については、第五次栗東市総合計画に盛り込まれている障がい福祉施策で運用しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 栗東市の人口の推移

本市の人口は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 66,993 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。

■人口の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
14 歳未満	12,622	12,526	12,466	12,429
15～64 歳	43,384	43,290	43,070	43,199
65 歳以上	9,907	10,494	11,093	11,365
計	65,913	66,310	66,629	66,993

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、9 月 30 日現在
資料：住民基本台帳

2 障がいのある人の数の推移

①身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在 1,927 人となっており、微増の傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。等級別でみると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 45.2%となっています。

■年齢別身体障がい者手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	58	56	54	69
18～64 歳	629	585	594	586
65 歳以上	1,183	1,203	1,236	1,272
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	567	548	564	584
2 級	279	266	275	287
3 級	275	294	296	293
4 級	470	458	472	478
5 級	147	145	147	152
6 級	132	133	130	133
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 456 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。判定別でみると、重度障がいのある人（A 判定）が 36.4% となっています。

■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	148	166	167	155
18～64 歳	236	246	258	280
65 歳以上	11	13	14	21
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	151	163	161	166
B 判定	244	262	278	290
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 290 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。等級別でみると、中度障がいのある人（2 級）が 62.1%となっています。

■年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	2	2	2	2
18～64 歳	199	216	231	243
65 歳以上	35	36	45	45
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	18	22	24	25
2 級	147	158	173	180
3 級	71	74	81	85
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護される立場とみなされがちでしたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

『一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現』

なお、「栗東市障がい者基本計画」と「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

3 計画の基本体系

本計画の基本理念、基本方針を踏まえ、以下の7施策を計画の基本体系とします。

(1) 理解と交流の促進

人権尊重の視点に立ち、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人が安心して地域で暮らすため、住民意識の高揚と地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 保健・医療の充実

障がいの発生予防や障がいの重度化を予防するため、保健・医療・福祉が連携して施策の充実を図ります。

(3) 生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、相談やコミュニケーション支援を含めた福祉サービスの充実に努めます。

(4) 学習機会の充実と社会参加の促進

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、障がいの程度や能力・適正に応じた教育が受けられるよう、幼児期からの教育環境の整備を推進し、障がい児の可能性を伸ばす多様な教育内容の充実に努めます。

また、障がいのある人の生きがいや社会参加のため、移動支援の充実と学習機会の提供に努めます。

(5) 就労の促進

企業等の障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がいのある人が一般就労や福祉的就労ができるよう関係機関と連携を深め、障がいのある人に対する就労の場の拡大を図ります。

(6) 生活環境の整備

生活環境のバリアフリー化を推進し、居住支援を含めた障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

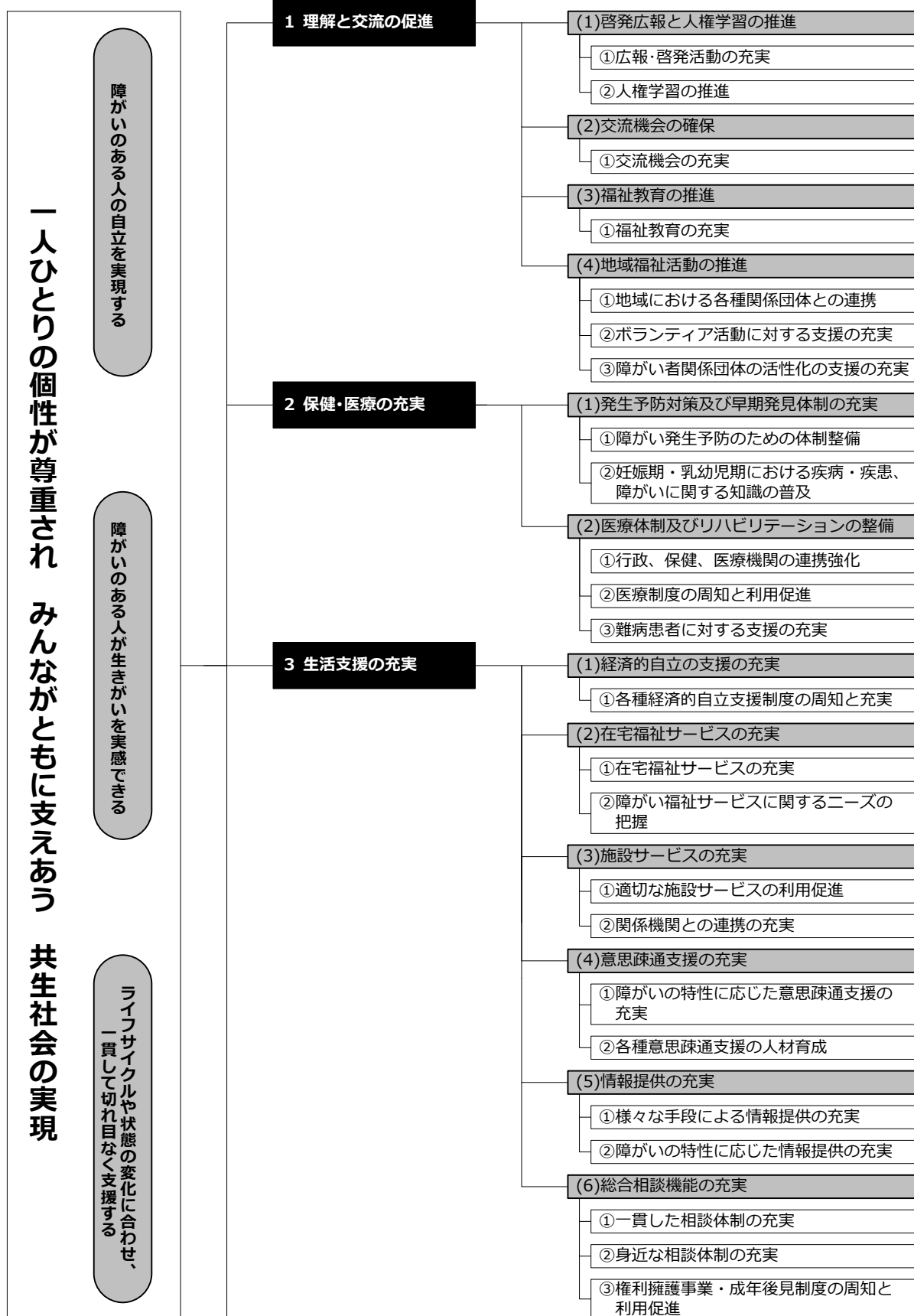
また、障がいのある人を犯罪や災害から守るため、防犯・防災体制の充実に努めます。

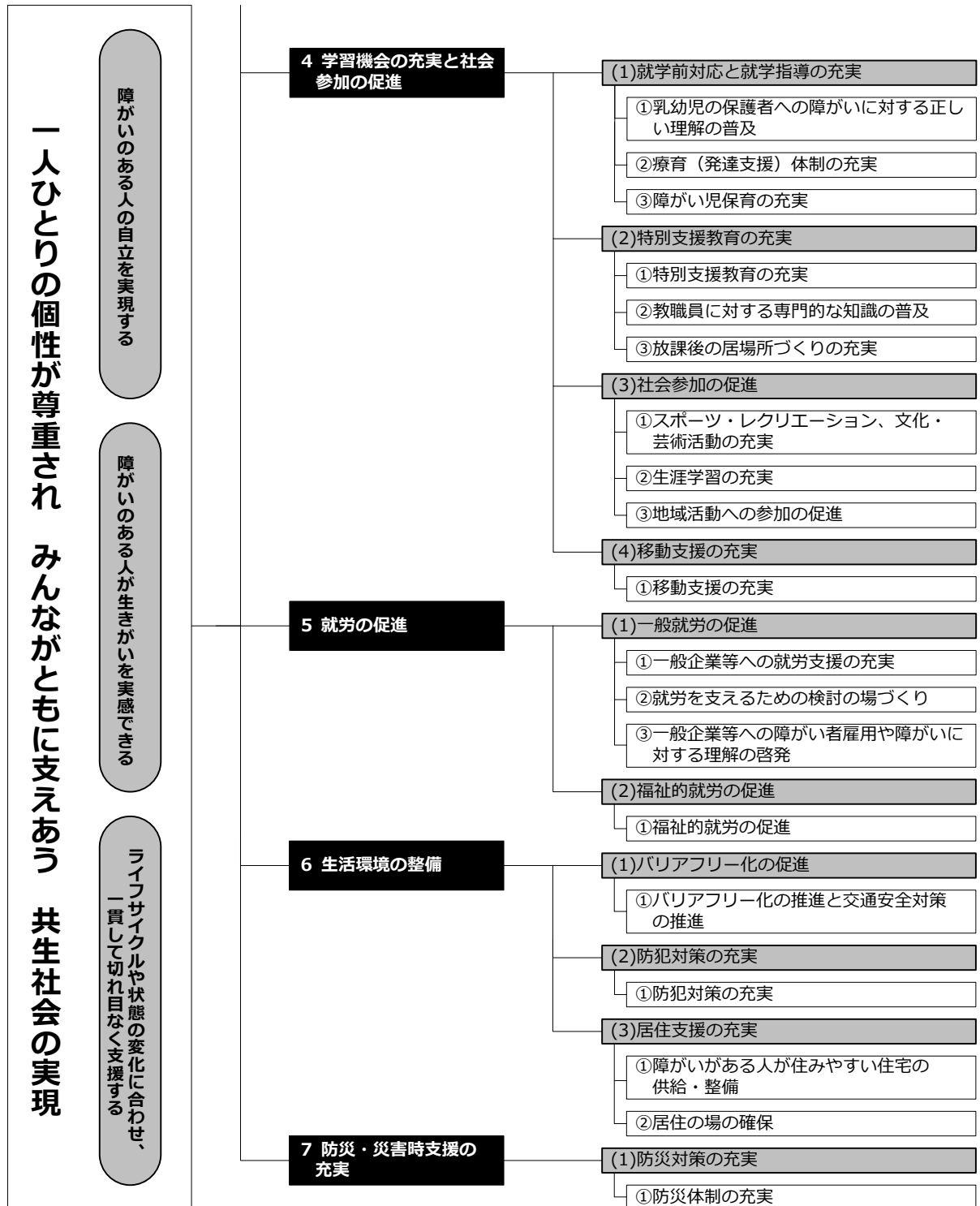
(7) 防災、災害時支援の充実

地域で安心して暮らしていくために、障がいのある人や家族、支援者が防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくとともに、地域や関係機関との情報共有及び協働により素早く安全に避難できる体制づくりを支援します。

また、障がいに配慮した避難所の確保や避難所での生活支援の推進を図ります。

■施策の体系





第4章 重点目標

基本理念「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」の実現をめざすため、次の項目を特に重点目標として計画を推進します。

1 相談支援体制の充実

【めざす方向】

障がいのある人が、住みなれた地域で、心豊かに安心して暮らしていくためには、包括的な自立支援のための仕組みづくりが必要です。

障がいのある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、気軽に相談できる相談支援体制の充実を図り、適切な支援へとつなげていきます。

【取組み方針】

（１）関係機関との連携強化による相談支援の充実

現状と課題	○ 心身障がい者相談員、民生委員児童委員、障がい者関係団体等による相談と、障がいの特性に応じた相談機能を充実するため、相談支援事業者への事業委託による一般相談支援事業と特定相談支援事業を行っています。 ○ 地域での個別ニーズを全体のニーズとして共有するため「栗東市障がい児・者自立支援協議会」「湖南地域障害児・者サービス調整会議」等において、関係機関との連携を強化し、各機関の専門的な機能の有効活用を行いながら、障がいのある人の自立生活を総合的に支援する体制の整備を図っています。
-------	--



今後の取組	● 障がいのある人の自立生活を総合的に支援する体制の整備 ● 広域による基幹系相談支援体制の整備に向けての協議
-------	---

(2) ケアマネジメント機能の強化

現状と課題	○ 障がいのある人が自らサービス提供事業者との調整を行うことや、自分自身の意思を伝えることが困難であることがあるため、障がいのある人自身が抱える問題が解決されていないことがあります。 ○ 一人ひとりの障がいの特性を把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行うためには、専門性のあるケースワーカーのケアマネジメントによる個別支援体制の整備が必要です。
-------	--



今後の取組	● 個別ケース会議等による関係機関のチームアプローチを実施し、相談支援事業の充実
-------	--

(3) ライフステージを通じた相談支援体制の整備

現状と課題	○ 個々のニーズや障がいの特性、発達段階に応じた適切な支援を行うためには、教育、医療、保健、福祉、就労等が一体となった相談支援が重要となります。
-------	--



今後の取組	● ライフステージを通じた切れ目のない支援の強化のための関係機関の連携
-------	---

2 就労への支援

【めざす方向】

障がいのある人への就労支援については、自立した生活を営む上で重要な施策です。障がいのある人の働く意欲は高まっていますが、就労をめぐる環境はまだまだ厳しい現状にあります。

障がいのある人が住みなれた地域で自立し、経済的に安定した生活を送るために「地域で働く」ことを実現するため、障がいのある人の就労支援体制の整備を図っていきます。

【取組み方針】

(1) 関係機関の連携強化による就労支援体制の充実

現状と課題	○ 障がいのある人の就労を支援するためには、労働部門、福祉部門、教育部門等の関係機関の連携による就労支援事業の推進体制の充実・強化が必要であり、公共職業安定所や滋賀県障害者職業センター等との連携を図るとともに、相談支援体制の充実や企業への障がい者雇用に対する啓発を図っていくことが重要です。 ○ 滋賀県における障がいのある人の就業状況は、企業の理解が進んでいることなどもあり、全国的にみると比較的良好な状況にあります。しかし、障がいのある人の継続した就業にはさまざまな課題も残されており、いかに雇用の定着を図っていくかについて、関係する様々な人たちが情報を共有し合いながら、より良い環境づくりに取り組んでいく必要があります。
-------	--



今後の取組	● 就労に向けてのきめ細かな連続性のある支援の充実 ● 継続した就労を支えていくための支援体制づくり
-------	--

3 地域生活への支援

【めざす方向】

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、個別のニーズや地域特性に基づいた生活支援の基盤整備や地域生活支援事業などの推進を図っていきます。

【取組み方針】

(1) 障がい福祉サービスの充実

現状と課題	○ 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、家族や介助者の軽減を含めた多様で質の高い効果的なサービスの提供が不可欠となります。
-------	--



今後の取組	● 個々の状態に応じた、効果的なサービス提供体制の充実
-------	-----------------------------

(2) グループホームの整備支援

現状と課題	○ 障がいのある人が地域での生活を営めるよう、自立生活の拠点となる住まいの場の確保が求められており、居住の場として、グループホームの整備が求められています。一方で、グループホームの整備にあたっては、建設や既存建物の改修など居住空間の確保について多額の建設・改修費用が必要となることが課題となっています。 ○ 本市におけるグループホームの整備を進めていくためには、これまでの既成の整備手法にとらわれず、市内の既存住宅ストックの活用も含めたさまざまな手法を取り入れながら柔軟に対応していくことが求められます。
-------	--



今後の取組	● 居住の場の確保のためのグループホーム整備についての推進
-------	-------------------------------

第5章 施策の推進

1 理解と交流の促進

(1) 啓発広報と人権学習の推進

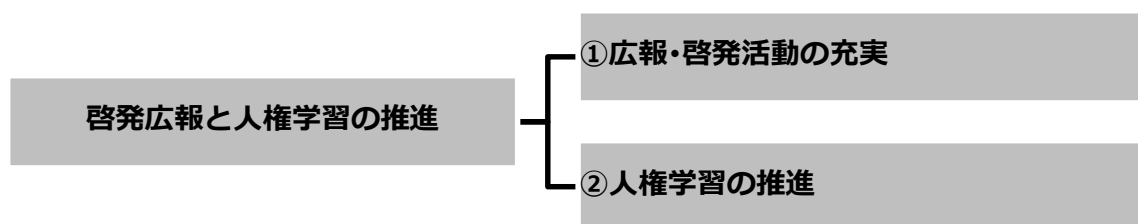
【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、地域住民の障がいに対する理解を深め、お互いに尊重することが重要です。

本市では、広報や出前トーク、じんけんセミナーの開催などにより、障がいに対する正しい理解を進めるための啓発活動に努めています。しかし、アンケート調査では、障がいのある人に対する市民の理解が深まっていないと感じている人が 30%弱あり、特に、知的障がいのある人や精神障がいのある人でその傾向が強くなっています。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、必要な支援を受け相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現できるよう、共同開催による啓発事業の推進や、広報活動の内容の充実に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

① 広報・啓発活動の充実

市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実に図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
人権問題に関する教育の推進	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会やリーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権教育課
人権問題に関する啓発活動の充実	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。 ● 企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発・推進します。	人権政策課 経済振興労政課
職員への人権啓発と意識の向上	● 人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課
ノーマライゼーションの理念の周知	● 広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	関係各課
「障がい者の日」の広報・啓発	● 市民の理解と認識を深めるため、12月9日の「障がい者の日」の行事として障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課

②人権学習の推進

市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する内容の理解を促進します。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援します。

今後の取組み	内 容	関係課
市職員に対する研修の実施	同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。また、職員提案や研修事後アンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。さらに、積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。	総務課
民生委員児童委員等に対する研修の実施	ホームヘルパーや民生委員児童委員に対して、障がいに対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会
講演会の実施	障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する正しい理解を深めていきます。	障がい福祉課
障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	当事者としての障がいに対する正しい知識を認識するとともに、あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。	障がい福祉課

（２）交流機会の確保

【現状と課題】

障がいに対する正しい理解を普及するためには、障がいのある人との交流やふれあいなど、障がいのある人とともに活動する機会を充実することが大切です。

本市では、学区のふれあい祭りや地域のコミュニティセンターの利用の際に、障がいのある人と地域の人との交流機会を設けています。また、市内で開催される様々な大会等において、関係課からの要請に基づき、手話通訳者の配置を行い、参加しやすい環境づくりに努めています。

今後も障がいのある人が地域における事業に参加しやすい体制づくりに努めるとともに、交流機会のより一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

交流機会の確保

①交流機会の充実

【今後の取組み】

①交流機会の充実

地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する正しい理解を促進します。

今後の取組み	内 容	関係課
地域行事への参加の促進	● 地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組みの周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等の十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	関係各課
交流の場・機会の確保	● 障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組みを実施します。	関係各課

(3) 福祉教育の推進

【現状と課題】

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、ともに尊重し支え合う共生社会を実現するためには、福祉教育が重要です。

本市では、福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育に関する授業を行っています。また、障がいのある人とのふれあいを通して「共生社会」について学ぶ機会を持つとともに、体験学習等を実施し、障がいに対する理解の促進を図っています。しかし、アンケート調査では、障がいのある人に対する市民の理解が深まっていないと感じている人が30%弱あります。

今後は、福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

福祉教育の推進

①福祉教育の充実

【今後の取組み】

①福祉教育の充実

福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
福祉教育読本の活用	● 福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課

今後の取組み	内 容	関係課
障がいのある人に対する正しい理解の教育の充実	● アイマスク体験学習等、障がいに対する正しい理解と認識を培う学習を年間計画の中に位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中で生かせるよう教育内容の充実に努めます。	学校教育課
ふれあいの場・機会の充実	● 障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課
学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	● 学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活の中で実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課
福祉に関する体験学習の充実	● 総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク・キャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課

(4) 地域福祉活動の推進

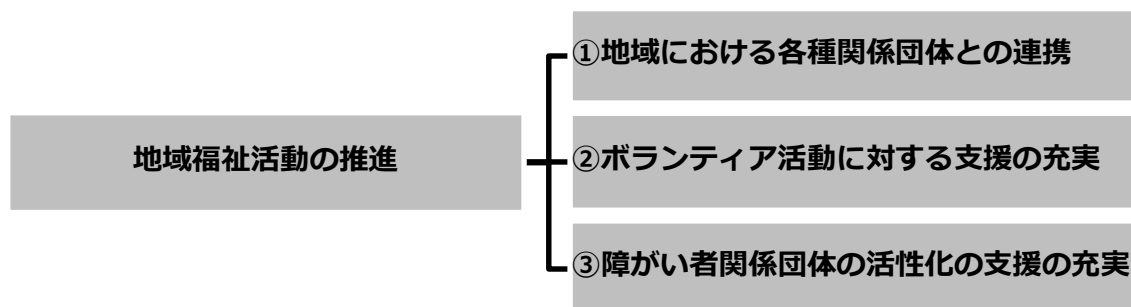
【現状と課題】

「ノーマライゼーション」の実現のためには、全ての市民が共に暮らすまちづくりをめざした地域福祉の理念を推進することが必要です。

本市では、「ふれあいまちづくり事業」として、小地域ネットワーク活動を推進するため、自治会ごとの啓発活動を行っており、今後も地域福祉活動をより一層推進するため、障がいのある人が地域活動へ参加しやすい環境の整備が必要です。

また、障がいのある人に対するボランティア活動では、障がいの特性を理解した人材が不可欠ですが、その人材が不足しているのが現状です。障がい者関係団体の活動においても、ボランティアの不足によりうまく活動できない状況も見受けられ、わかりやすい情報提供と人材の確保等によるボランティア団体や障がい者関係団体への支援が求められます。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①地域における各種関係団体との連携

地域振興協議会をはじめ、学区民生委員児童委員協議会とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
地域振興協議会との連携	● 市内すべての地域振興協議会との連携を積極的に進め、市民を対象とした障がいに対する正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催します。	障がい福祉課 社会福祉協議会

今後の取組み	内 容	関係課
小地域ネットワーク活動展開の啓発	● 小地域ネットワーク活動の展開により、地域の障がいのある人が地域との関わりを深め、参加しやすくなるよう、地域振興協議会等でふれあいサロンなどの未実施地域への啓発を図ります。	社会福祉協議会

②ボランティア活動に対する支援の充実

ボランティアの人材育成や資質向上を図るとともに、市内における障がい者団体の連携を深め、情報交換等ができる組織づくりをめざします。また、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行うとともに、今後も充実したボランティア育成支援活動が行えるよう、栗東市ボランティア市民活動センターへ運営支援等を行います。

今後の取組み	内 容	関係課
地域福祉活動推進のためのリーダー育成	● 退職シニアをはじめ、様々な属性の人々が地域福祉活動の機会を得られるよう、要望や対象に応じたプログラムの講座開催を推進し、地域のリーダーとして活動を継続できるよう支援に努めます。 ● 今後、生活支援ボランティア養成講座を開催する予定です。	社会福祉協議会
ボランティア活動のコーディネートの実	● 市内各種の障がい者関係団体を把握し、連携強化に努めます。また、市民のボランティア関係ニーズの把握に努めるために、各関係機関へ社会福祉協議会職員が出向き、顔の見える対話を行い、必要なつながりや支え合いのボランティア活動を支援できるようコーディネートの充実に努めます。	社会福祉協議会

今後の取組み	内 容	関係課
ボランティアに関する情報発信・管理機能の充実	● 広報紙、ホームページ以外の媒体も活用し、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。	社会福祉協議会
企業へのボランティア活動の促進	● 市内企業への社会福祉協議会と栗東市ボランティア市民活動センターのPRを行うとともに、企業の社会貢献について講習会を開催します。	社会福祉協議会
ボランティア活動拠点の整備	● 栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。	社会福祉協議会 障がい福祉課 自治振興課
ボランティア人材の育成	● 視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。また、幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらえるよう、新たなボランティアの発掘に努めます。また、幼児期から障がいを通した福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小中学校等に事業を周知します。	社会福祉協議会 障がい福祉課

③障がい者関係団体の活性化の支援の充実

団体活動の活性化、会員増を図るため、啓発等により障がいのある人へ障がい者団体への参加を促すとともに、障がい者関係団体の活性化に向けての支援を継続して行います。

今後の取組み	内 容	関係課
障がい者関係団体への活動支援	● 障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	社会福祉協議会 障がい福祉課
家族会に対する活動支援	● 家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	障がい福祉課

2 保健・医療の充実

(1) 発生予防対策及び早期発見体制の充実

【現状と課題】

障がいの要因は疾病や疾患である場合も多く、障がいの発生予防や重度化を防ぐためには、保健医療の充実が重要です。

アンケート調査等においても、疾病が原因で障がいが発生する身体障がいのある人が多く、生活習慣病をはじめとした疾病からの障がいの発生の予防や、早期発見のための体制の充実が必要です。

また、自閉症スペクトラム、学習障がいや注意欠如・多動性障がい（ADHD）などの発達に課題のある子ども等にみられるように、周囲の人が障がいの特性を正しく理解できず、適切な対応ができない場合があります。

そのため、発達障がいを含め、それぞれの障がいの特性を正しく理解し、適切な対応が行えるよう、関係機関との連携を図りながら環境の整備を進めることが重要です。

【施策の方向】

発生予防対策及び早期発見体制の充実

① 障害発生予防のための体制整備

② 妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患、障がいに関する知識の普及

【今後の取組み】

①障がい発生予防のための体制整備

疾病や障がいの発生予防のため、医療機関等との連携を強化し、健康診査や保健指導の適切な実施に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
妊婦に対する各種健診・助成の充実	● 妊婦の疾病の予防と早期発見のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	健康増進課
妊婦に対する訪問指導の実施	● ハイリスク妊婦の連絡があった場合は、訪問指導を行います。	健康増進課
電話相談の実施	● 妊婦の疾病予防と異常の早期発見のため母子手帳交付時及び電話による相談を実施します。	健康増進課
先天性代謝異常等検査の受診勧奨	● 放置すると重度の知的障がいや身体障がいをきたす先天性代謝異常などの早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	健康増進課
乳児に対する訪問指導の実施	● 乳児に対して、保健師等が訪問し、適切な指導を実施します。また、連携体制を強化し、ハイリスク児や産婦に対する訪問指導を行います。	健康増進課
発達検査・相談の実施	● 個別相談を行い、発達検査及び発達を促す関わり方の助言を行います。	健康増進課
就学時健康診断・定期健康診断の充実	● 学校保健法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課
保健指導の実施	● 子どもの関わり方や乳幼児の発育発達上、育児支援が必要と思われる母と子を対象に保健指導を行い、養育条件の改善を図ります。	健康増進課

②妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患、障がいに関する知識の普及

出産の経過や妊娠期にかかりやすい疾患、乳幼児の発達と病気や事故の対応等に関する知識の普及を推進します。

今後の取組み	内 容	関係課
妊娠期の知識の周知	● 健康管理や障がいの発生を未然に防止するための冊子を母子手帳発行時に交付します。	健康増進課

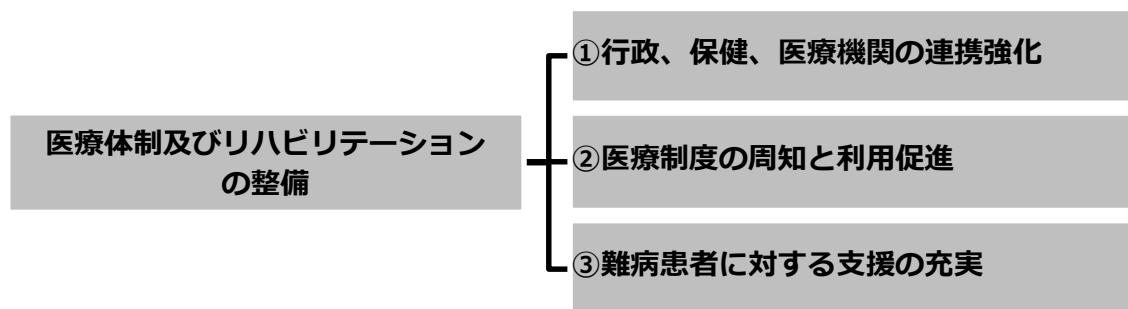
(2) 医療体制及びリハビリテーションの整備

【現状と課題】

障がいのある人の高齢化、重度化により、地域生活支援のためには医療機関との連携がより重要となります。また、後天的に病気や事故等によって障がいが発生した人に対して社会復帰（リハビリ）を支援する体制の整備が必要です。今後も、障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。

難病患者については、障害者総合支援法により、自立支援のサービス提供が行われることとなりました。今後は、制度の周知に努めるとともに、広域的な連携や医療、保健、福祉が一体となった総合的な相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①行政、保健、医療機関の連携強化

障がいのある人の健康を維持し、二次的障がいの発生予防や、リハビリテーションを支援するため、行政、保健、医療機関の連携を強化するとともに、情報の共有に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
ケアシステムの構築	在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護等との連携を強化し、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
関係機関の連携強化	他職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
初期救急医療の充実	かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実を図ります。	健康増進課

②医療制度の周知と利用促進

医療機関等との連携により、公費負担制度等の制度の利用促進に努めるとともに、医療機関に対して、適正な運用についての啓発を進めます。

今後の取組み	内 容	関係課
養育医療費の給付	養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事務を行います。	健康増進課
育成医療費の給付	身体障がいのある児童に対し、その障がい除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行うとともに、制度の周知に努めます。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
更生医療費の給付	18歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用など適正な運用についての啓発に努めます。	障がい福祉課
福祉医療費の助成	重度・中度心身障がいのある人の医療費の一部（医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金）を助成します。	保険年金課
アイバンク・腎バンクの普及啓発	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口を設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課 保険年金課

③難病患者に対する支援の充実

新制度の周知に努めるとともに、難病患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
難病患者に対する支援	新制度の周知に努めるとともに、難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	長寿福祉課 障がい福祉課 健康増進課
日常生活用具の給付	難病患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、様態に応じた日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課

3 生活支援の充実

(1) 経済的自立の支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、経済的自立に関する支援が重要です。

障害者総合支援法の施行により、障がい福祉サービスの位置づけや負担のあり方が変更され、利用者負担が増加した部分もあり、各種の税制上の優遇措置を運用し、サービス利用に対して経済的負担が大きい低所得者等の経済的自立を支援する必要があります。また、受給資格を有する障がいのある人が、制度の不知・無理解により、障害年金を受けとれないことがないよう、制度の周知に取り組む必要があります。

【施策の方向】

経済的自立の支援の充実



①各種経済的自立支援制度の周知と充実

【今後の取組み】

①各種経済的自立支援制度の周知と充実

就労等による収入が得られない障がいのある人や低所得者に対し、共済制度や各種年金・手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
障害基礎年金の支給	● 国民年金の被保険者期間中や 60 歳から 65 歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになったときに、その障がいの程度により障害基礎年金を支給するとともに、18 歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。また、障害基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	保険年金課
特別障害者手当の周知・利用促進	● 日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障害者手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
障害児福祉手当の周知・利用促進	● 20 歳未満の重度の心身障がいのある人に対し、障害児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
心身障害者扶養共済制度の普及	● 障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金弔慰金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及について、関係団体と連携を図り、促進します。	障がい福祉課
更生資金などの低利貸し付け	● 障がいのある人の更生資金、生活・福祉・住宅福祉資金を低利で貸し付けます。	社会福祉協議会

今後の取組み	内 容	関係課
各種減免・無料制度の周知	● 各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	各関係機関
児童扶養手当の支給	● 児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て応援課
特別児童扶養手当の支給	● 20歳未満の在宅中度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	子育て応援課
就学経費の一部支給	● 小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課

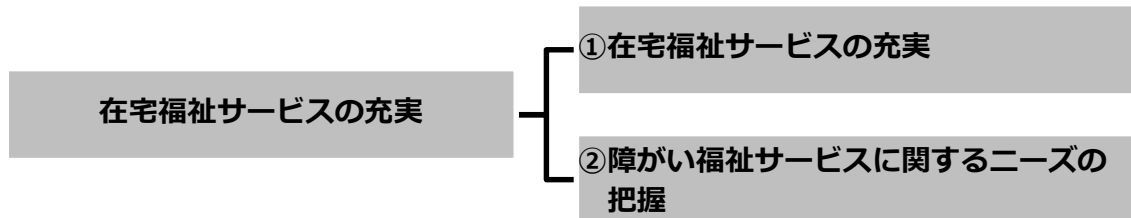
(2) 在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むためには、在宅サービスの量的・質的充実を図る必要があります。

アンケート調査によると、障がいのある人の主な介助者は同居の家族であることが多く、また、今後のサービスの利用意向については、「家族が病気になったり用事ができたときに利用できるショートステイサービス」が最も多くなっています。さらに、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」と回答した人がいずれの障がい種別でも30%前後を占めています。今後、介助や手助けをする家族の高齢化が進むことから、ショートステイや日中一時支援など、在宅福祉サービスの一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①在宅福祉サービスの充実

保護者及び介助者の負担を軽減するとともに、本人の日常生活の支援を図るため、より一層の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、周知に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
訪問入浴サービスの実施	● 寝たきり等の在宅重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して訪問入浴サービスを実施します。また、実施事業所の選択制の導入を検討します。	障がい福祉課
紙おむつ購入費の助成	● 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人（児）に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
補装具費の交付・修理費の支給	● 身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	障がい福祉課
日常生活用具の給付	● 在宅で障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課
夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	● 市内在住の小・中学校特別支援学級、または特別支援学校に通う者が、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業（サマーホリデー等）の利用を促進します。	障がい福祉課
緊急通報システムによる緊急時対応の整備	● 民生委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課 障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
在宅福祉サービスの充実	● 在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。	障がい福祉課
障がい者地域活動支援センターの充実	● 障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障がい者デイサービスセンターにおける在宅の障がいのある人が創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。	障がい福祉課
外出支援の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について外出の為に介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
各種割引制度の周知	● 民間バス運賃の割引、ＪＲ運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。	障がい福祉課

②障がい福祉サービスに関するニーズの把握

国・県の動向を注視し、各種団体のニーズを本市の課題として捉え、関係機関と連携し、施策展開ができるよう取り組みます。

今後の取組み	内 容	関係課
ヒアリング等によるニーズの把握	● 必要に応じて、各種関係団体等とのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課
関係団体等との連携によるニーズの把握	● 各種団体やボランティア、民生委員児童委員と連携し、障がいのある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。	社会福祉協議会

(3) 施設サービスの充実

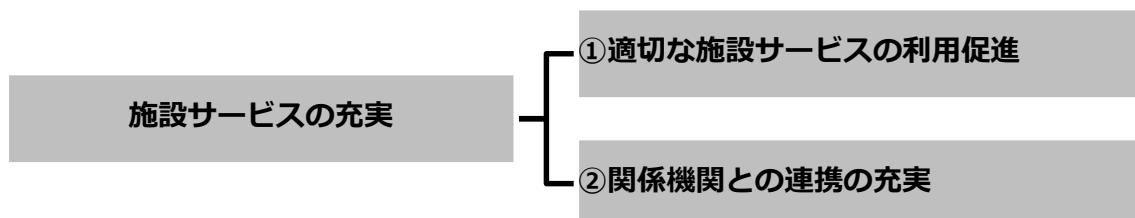
【現状と課題】

障害者総合支援法の施行により、「障がい者」の範囲の見直しが行われ、新たに難病が追加となりました。また、障がいのある人の地域生活の基盤となる住まいの場を確保し、地域移行を促進することを目的に、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合し、日常生活上の相談に加えて、入浴・排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助が提供されることになりました。

このことから今後、入院中の精神障がいのある人の退院や児童施設に入所している知的障がいのある人の地域移行を推進することも含めて、障がいのある人が、地域で安心して暮らせる環境整備のひとつとして、共同生活援助（グループホーム）の整備に取り組む必要があります。

また、湖南 4 市では、家庭や地域生活が困難な重症心身障がい者に対して、重症心身障害者通所施設を平成 24 年 8 月に開所しましたが、平成 30 年頃には定員超過が予想されます。今後は、次の施設整備に向け、湖南 4 市で検討していく必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①適切な施設サービスの利用促進

障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、湖南4市及び県と連携して通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取組み	内 容	関係課
更生施設等の整備	● 重症心身障がい者通所施設の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課
精神障害者社会復帰施設の運営支援	● 精神障がいのある人に対し生活や就労などのための訓練の場として設置されている精神障害者社会復帰施設の運営を支援します。	障がい福祉課

②関係機関との連携の充実

引き続き関係機関との連携を深め、施設サービスを充実します。

今後の取組み	内 容	関係課
関係機関の情報の共有化	● 個別ケア会議等において、障がいのある人のニーズや問題ケース等の情報を共有し、意識の向上を図り、施設におけるサービスを充実します。	障がい福祉課

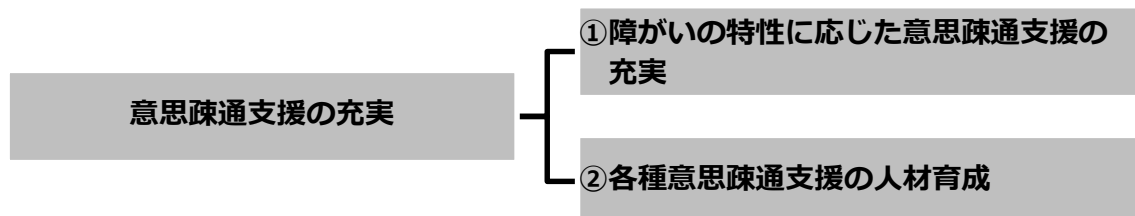
(4) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の積極的な社会参加を促進するためには、障がいの特性により情報の伝達が困難な人に対する意思疎通支援の強化が重要です。

本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた意思疎通支援を行っていますが、より一層の充実を図るため、手話通訳者や要約筆記者奉仕員等の人材育成をはじめ、障がいのある人のニーズ把握を行い、様々な障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実

利用者のニーズを把握し、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
意思疎通支援事業の周知・利用促進	● 意思疎通支援事業の周知を図り、利用を促進するとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者奉仕員の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者奉仕員を派遣します。	障がい福祉課
市役所における手話通訳できる職員の配置	● 市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
「耳マーク表示板」の設置	聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように市役所等に「耳マーク表示板」を設置するとともに、周知に努めます。また、銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課

②各種意思疎通支援の人材育成

手話、点字、要約筆記などの講座を開催し、人材の育成に努めるとともに、講座修了後のフォロー体制の充実に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
手話通訳者等の人材育成	広く市民に向け、聴覚障がいに対する理解を深めることと手話の普及を図るために「手話入門講座」等を開催し、手話通訳者等の人材育成に努めます。また、講座開催に当たっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	障がい福祉課

(5) 情報提供の充実

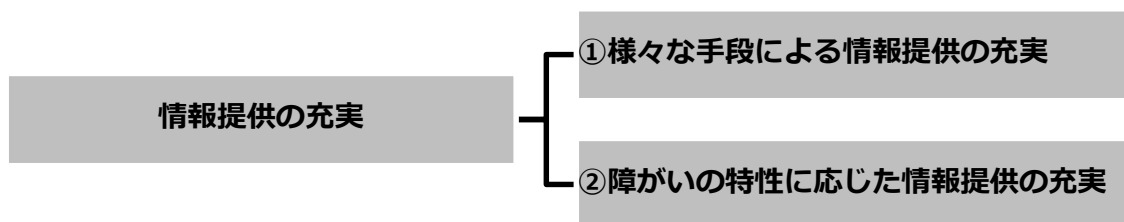
【現状と課題】

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上は重要です。

アンケート調査によると、障がいのある人の多くが市の広報や回覧から情報を入手しており、また、住みよいまちをつくるために必要なこととして「行政からの福祉に関する情報提供の充実」と回答した人が30%を超えています。

今後も、広報や回覧による情報提供のより一層の充実が必要です。また、情報通信技術（ICT）の発展に伴う利用者のニーズの変化に対応した利用しやすい情報提供の環境を整えていく必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

① 様々な手段による情報提供の充実

障がい者福祉施策等の情報について、様々な情報提供手段により、情報提供の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
広報紙やホームページによる情報提供	● 利用者が必要とする情報を必要な時に確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては各課からの情報や取材内容が読みやすくかつ伝えやすくなるよう、引き続き工夫に努めます。 ● また、ホームページではウェブアクセシビリティの向上に一層努めるなど、誰にもやさしい情報発信に努めます。	関係各課
各種手帳交付の周知	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、交付の周知を図り、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
「ハートプラスマーク」の発行	● 内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」を発行します。	障がい福祉課
「障がい福祉のてびき」の発行	● 障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行います。	障がい福祉課
聴覚障がいのある人に対する通信手段の確保	● 情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、メールの安全な活用について検討します。	障がい福祉課

②障がいの特性に応じた情報提供の充実

自分で情報を選択することが難しい障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。また、比較的軽度な障がいのある人に対する情報提供にも努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
視覚障がいのある人に対する朗読サービスを実施	● 視覚障がいのある人に対して、対面朗読奉仕員によるコミュニティセンター・図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館
市の広報紙等の点訳・音訳	● 点字・音声の広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD 版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	社会福祉協議会 広報課 議事課
図書館蔵書の音訳・点訳	● 読者から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館

(6) 総合相談機能の充実

【現状と課題】

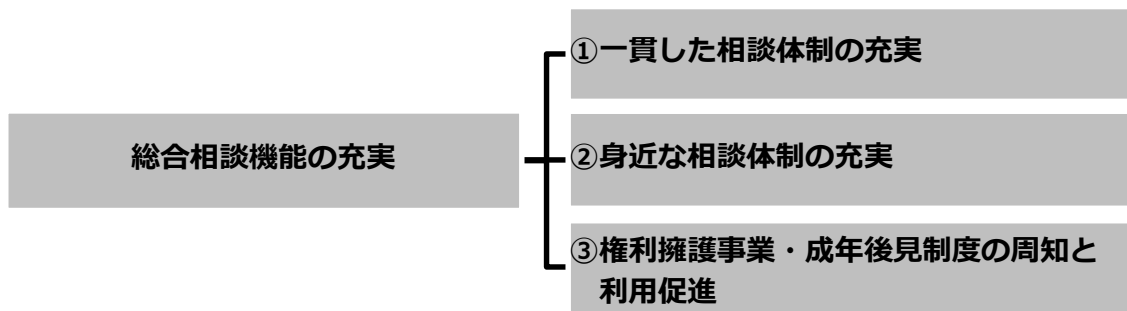
障がいのある人を取り巻く環境は、度重なる法改正による制度の複雑化により、障がいのある人自身も把握しにくい状況となっています。

アンケート調査によると、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と回答した人が40%を超えて最も多くなっています。

障がいのある人の相談支援については、広域委託による一般相談と、特定相談事業所による計画相談、そして、日々の生活の中での細かな相談については、障がい福祉課職員による相談業務を行っています。しかし、一般相談や計画相談については、相談業務を担える事業者が圏域の中でも少ないため、必ずしも充分に対応できているとは言えません。

今後も、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①一貫した相談体制の充実

障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援をするため、関係機関との連携やケアマネジメントの実施により、より充実した相談支援体制の確保を図るとともに、ライフステージを通した一貫した相談体制を整備します。

今後の取組み	内 容	関係課
地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	● 相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談事業所との連携も含め連動した相談支援体制の充実に努め、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障がい福祉課
栗東市障害児・者自立支援協議会の活性化	● 関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会の運営の活性化を図ります。	障がい福祉課
就学相談の機会の充実	● 就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実を図ります。	学校教育課

②身近な相談体制の充実

障がい者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がいのある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

今後の取組み	内 容	関係課
心身障がい者相談員の質・量の向上	● 相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
民生委員児童委員による身近で適切な相談支援	● 民生委員児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、とくに新任民生委員児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。 ● 複合的な課題を抱えた困窮者に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。	社会福祉協議会 社会福祉課
第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取組みの充実	● 障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組みの充実を図ります。	障がい福祉課
人権いろいろ相談の開催	● さまざまな人権に関する悩みの相談窓口として人権擁護委員による相談を開催します。 ● 相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的充実を図ります。	人権政策課

③権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進

成年後見制度と権利擁護事業の制度の周知と適正な利用の促進を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
成年後見制度の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないよう、制度の周知と利用の促進を図ります。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
地域権利擁護事業の 周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域権利擁護事業により適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、制度の利用について積極的に啓発を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会

4 学習機会の充実と社会参加の促進

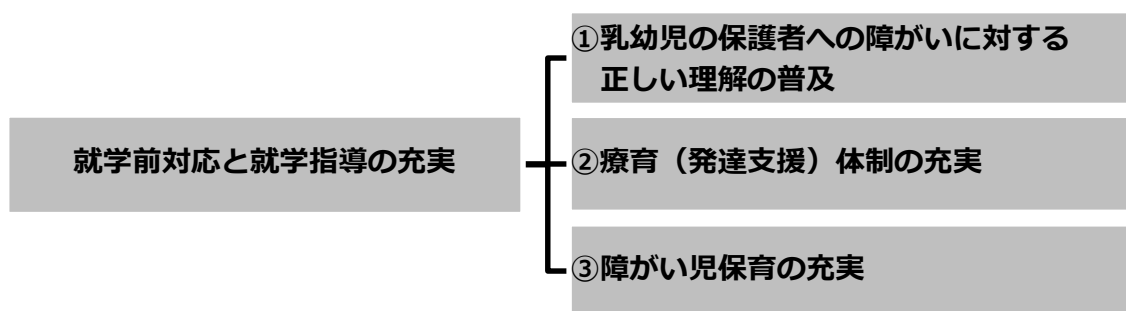
(1) 就学前対応と就学指導の充実

【現状と課題】

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できます。

本市では、関係各課と関係機関が連携し、発達相談や早期療育に努めています。また、加配職員の配置を行い保育の充実に努めています。しかし、発達の過程や特性は個々により様々で、養育に不安を抱えている保護者は多くなっています。このため、保護者への障がいに対する正しい理解の普及と、健康診査などによる早期発見、早期療育へと繋がる体制の充実を図る必要があります。また、増え続ける対象幼児とその家族支援を充実させるには、専門知識を持つ職員体制を安定確保することが必要です。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①乳幼児の保護者への障がいに対する正しい理解の普及

早期発見、早期療育のため、乳幼児期の保護者の障がい受容を促す啓発活動や理解促進を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
発達相談の充実	● 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、障がいを受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。	健康増進課 子ども発達支援課

②療育（発達支援）体制の充実

幼児期からの継続した療育体制を整備し、発達段階に応じた一貫性のある療育体制を確立するため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
就学指導委員会の充実	● 就学指導委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。	幼児課
幼児ことばの教室の実施	● 通園する幼児を対象に、支援相談・発達諸検査等を実施します。また、対象幼児の増加に対応し、家族支援を充実するため、職員の資質向上と人材の確保に努めます。	子ども発達支援課
たんぽぽ教室の充実	● 遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。さらに、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	子ども発達支援課

今後の取組み	内 容	関係課
児童発達支援事業と計画相談の実施	● 心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、日常生活における基本的生活習慣の確立を促し、保護者の相談に応じ、通所で社会生活への参加を支援します。また、専門知識を持つ人材で計画相談を実施し、個々のサービスが適切かモニタリングを行います。	子ども発達支援課

③障がい児保育の充実

保育園や幼稚園において、コーディネーターを中心に、各園での指導を充実させ、職員の資質、保育の質の向上を図ります。また、一人でも多くの保育者が参加できるような研修機会を確保し、園全体の障がい児保育の力量を高めます。

今後の取組み	内 容	関係課
保育園・幼稚園における指導の充実	● 家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、ひとり一人の発達課題に応じて特別支援教育や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課
保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	● 保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	幼児課

(2) 特別支援教育の充実

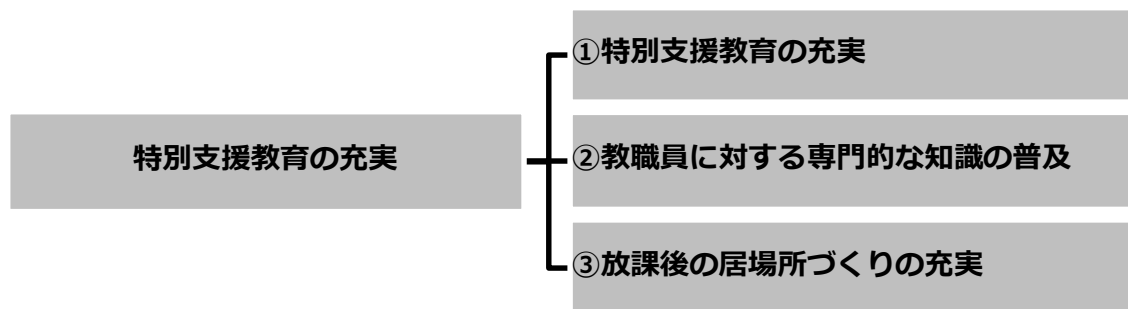
【現状と課題】

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことにより、障がいのある子どもにも、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

本市では、障がいの特性に応じた指導や個性や能力を最大限に引き出す教育課程の編成、職員に対する指導方法の工夫・改善の研修会を行っています。また、個に応じた支援充実のため、「個別の教育支援計画」を作成するとともに、特別支援教育支援員を各校1名ずつ配置しています。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に受けることができるよう、きめ細やかな支援のより一層の充実が必要です。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①特別支援教育の充実

より確かな支援を実施し、児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、特別支援教育の観点に沿った授業改善や教材づくりに取り組み、誰もがわかる授業づくりを行い、特別支援教育の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
児童生徒の実態に応じた特別支援学級の設置	● 児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課
教育課程の編成や指導方法の工夫	● 児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課
子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	● 子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成など、教材・教具の充実に努めます。	学校教育課

②教職員に対する専門的な知識の普及

教職員に対する研修を実施し、より専門的な知識の普及と障がいに対する理解を促進します。また、特別支援学級の担任や担当者だけでなく、より多くの教職員が研修に参加するよう取り組みます。

今後の取組み	内 容	関係課
教職員の指導力の向上	● 教職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	学校教育課 幼児課

③放課後の居場所づくりの充実

障害児地域活動施設と放課後等デイサービス事業所との連携を深めながら、それぞれ個性あるサービス提供が行われるよう支援するとともに、地域に根ざした事業を展開することで障がいのある児童生徒の放課後の居場所づくりの充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
障害児地域活動施設の支援	● 放課後、地域において他の児童や住民とのかかわりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、必要に応じた障害児地域活動施設の支援を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス事業の支援	● 障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。	障がい福祉課

(3) 社会参加の促進

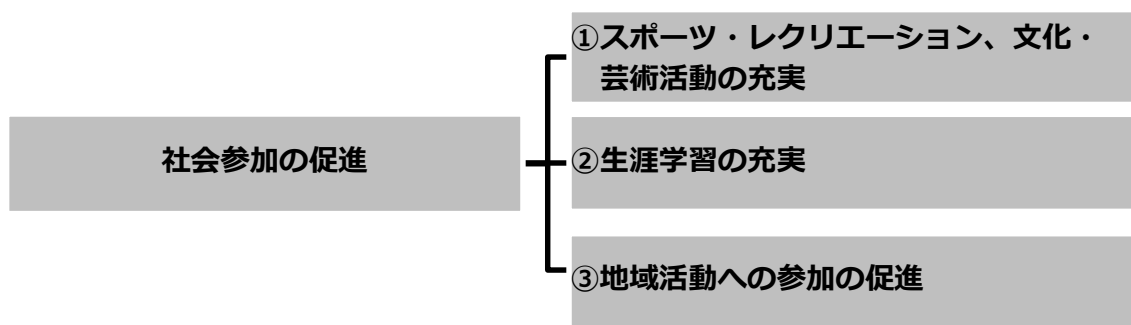
【現状と課題】

障がいのある人が充実した生きがいのある人生を送るためには、スポーツやレクリエーション、文化活動への参加機会の拡充や生涯学習活動の充実が重要です。

本市では、「みんなのスポーツ講習会」や「ロード競技三大会」、「心身障がい者レクリエーションスポーツ大会」等の開催や、県スポーツ大会への参加協力を行っています。文化活動としては、「座☆ポップコーン S」への文化講座委託を行い、ダンスを通して社会参加の促進と障がい理解についての活動を広げています。また、障がいのある人が参加しやすい環境を整備するため、芸術文化会館さきらについては、多目的トイレや筆談器、車いす使用者用駐車場の設置等を行うとともに、「サービス介助士」の配置や車いす席を設けるなど、快適な鑑賞空間の確保に努めています。社会体育施設についても障がい者用トイレを設置するとともに、使用料の減免を実施しています。

今後も障がいのある人の社会参加を支援するため、生涯を通じて活動できる機会を拡充するよう、だれもが参加しやすい環境整備に努め、障がいの特性に応じた個別の支援ができるボランティアの育成、学習しやすいプログラムや内容の充実が必要です。また、障がいのある人のニーズにあった事業を展開していけるようニーズ把握に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実

障がいのある人のスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加機会の拡充を図るとともに、障がいのある人が主役でスポーツをする楽しみを体感できるようなスポーツやレクリエーション活動を、地域住民の協力を得ながら開催できるよう環境の整備に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティア確保を行います。	障がい福祉課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市体育協会等が進める各種事業においても障がいのある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課
文化・スポーツ施設の改善	文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。	スポーツ・文化振興課
芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるとともに快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課

今後の取組み	内 容	関係課
自然体験「キャンプ」の実施	在宅の障がいのある人（児）を対象とした交流会、文化活動等の実施を促進します。	社会福祉協議会

②生涯学習の充実

学習機会の充実を図るとともに、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
各種情報の提供と講座・研修会等の開催	障がいのある人に対する各種情報の提供、講座、研修会等の開催を推進し、自立した生活を維持する生活技術・技能の訓練及び習得を図ります。	社会福祉協議会
講座に参加しやすい環境整備	じんけんセミナー等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応の配置や12月の「人権週間」にあわせた人権文化事業の開催など、希望する誰もが参加できる講座を開催します。	人権政策課
誰もが参加できる公開講座・セミナーの開催	希望する誰もが参加できる公開講座・セミナーを開催します。	生涯学習課 社会福祉協議会

③地域活動への参加の促進

障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
地域活動に参加しやすい環境の整備	● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	障がい福祉課
自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	● 自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組めます。	自治振興課

(4) 移動支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の積極的な社会参加を促すためには、外出しやすい環境づくりが必要であり、そのための移動支援や交通対策が要です。

アンケート調査によると、外出する際に困ること、問題があるため外出が難しくなっていることとして、「介助してもらおう人などがいないと外出が困難」と回答した人が30%弱を占め最も多くなっています。障がいのある人の余暇支援を目的に行っている移動支援事業を、より多くの障がいのある人のニーズに応えることができるよう、また一層の事業の周知を図ることが必要です。また、独自事業として「くりちゃんバス」を運行していますが、より一層の充実を図るため、利用者のニーズに応じた運行状況の見直しなどが求められます。

【施策の方向】

移動支援の充実

①移動支援の充実

【今後の取組み】

①移動支援の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
移動支援事業の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	障がい福祉課
タクシー代・ガソリン代の一部助成	● 通院による人工血液透析を必要とする者に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
コミュニティバスの運行による移動手段の確保	● 栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。また、バリアフリー対応車両の全路線導入等、運行サービスの充実に努めるとともに、継続したバス利用実態調査と検証を行います。	生活交通課

5 就労の促進

(1) 一般就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、総合的な支援を推進する必要があります。

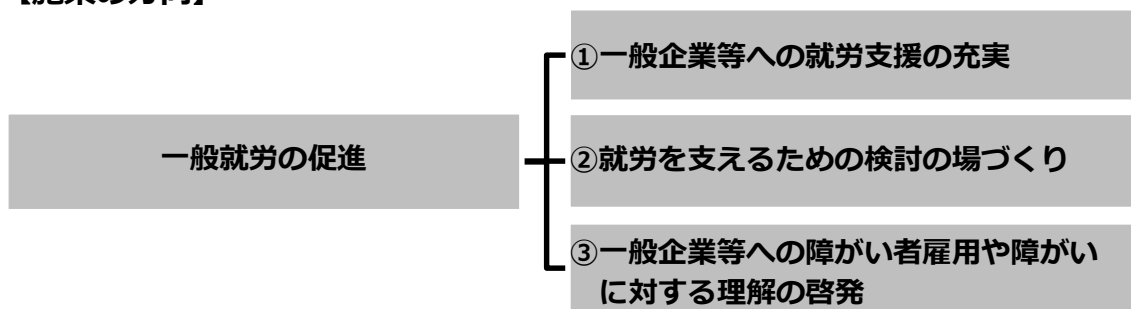
本市では、就労支援相談員が中心となって、公共職業安定所や湖南地域働き・暮らし応援センター等と連携し、障がいのある人の就労支援に努めています。

アンケート調査によると、就労したり働き続けるために必要な支援として、全体では「就労に関する総合相談」が、また、精神障がいのある人では「就職後の支援・相談」が最も多くなっています。

湖南広域で取り組んでいるジョブリンクの結果においても、企業就労における定着支援への課題認識と、就労する障がいのある人を支えることための方策が検討できる場を作る必要があると出ています。

今後も、公共職業安定所や湖南地域働き・暮らし応援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、就労に向けた職業訓練や企業側に対する障がい者雇用への意識啓発、職場定着支援までの一貫した支援を実施する必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①一般企業等への就労支援の充実

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業などを推進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
公共職業安定機関等の相談機能の充実	公共職業安定所・障害者職業センターとの連携を図り、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	経済振興労政課 障がい福祉課
働き・暮らし応援センターとの連携強化	働き・暮らし応援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課
就労支援計画の充実	湖南地区就労支援計画や栗東市就労支援計画で定められている湖南就労サポートセンターとの連携を強化し、障がいのある人等の就職困難者の雇用促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	経済振興労政課
就労移行支援事業の推進	一般企業等に就労希望の障がいのある人に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内で活かせるよう、さらに公共職業安定所などの関係機関との連携を強化します。	経済振興労政課 障がい福祉課
就職支度金の支給	身体障害者更生援護施設入所者や精神障がいのある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に就職支度金を支給します。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
更生訓練費の支給	● 更生援護施設と連携し、対象者の把握に努めるとともに、更生援護施設入所者または通所者に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課
生活福祉資金の貸付	● 障がいのある人が日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための相談や生活福祉資金の貸付を行い、開業・独立を支援します。	社会福祉協議会

②就労を支えるための検討の場づくり

障がいのある人の継続した就労を支えていくため、関係する人びとが集まり、情報共有しながら検討していくことのできる場づくりに努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
就労に向けた体験機会の充実	● サロンやＪエクスぺ（職業体験）を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	障がい福祉課
関係機関による情報共有及び検討の場づくり	● 就労を支えるために、必要に応じて庁内関係機関との事例検討等を通して、情報の共有を図ることで適切な就労支援につなげます。	障がい福祉課

③一般企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

一般企業等に対し、障がいのある人に対する雇用や職場内での障がいに対する理解について啓発を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
障がい者雇用の促進	企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	経済振興労政課 障がい福祉課

(2) 福祉的就労の促進

【現状と課題】

一般就労が困難な障がいのある人にとって、就労支援事業所等は、一般就労に向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。

本市の現状では、福祉的就労の場が不足していることから、本市の就労支援事業所の確保とともに、近隣市を含む就労支援事業所を紹介するなど、利用者の希望にあわせ福祉的就労から一般就労に向けて段階的に移行するよう支援しています。

また、湖南地域の現状としては、関係機関で構成する「湖南地域障害児・者サービス調整会議進路部会・作業部会」において、児童の進路だけではなく、日中活動の場が確保されていない在宅者も含めた実態把握について基準日を定め実施しています。このような取り組みも踏まえ、福祉的就労支援に必要とする資源を導き出すことにより、地域の法人や事業所など関係機関との協働による一般就労を促進できる具体策の提案を行っています。

今後も関係機関との連携を深め、工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、就労の場の整備に取り組む必要があるとともに、施設が提供する物品等の優先購入の推進と積極的な企業等への啓発が必要です。

【施策の方向】

福祉的就労の促進

—— **①福祉的就労の促進**

【今後の取組み】

①福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
就労支援事業所の整備	● 今後予想される特別支援学校卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿として、就労支援事業所等の整備を支援します。	障がい福祉課
優先購入（調達）の推進	● 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）」に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ● 栗東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。	障がい福祉課

6 生活環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がいのある人が安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進することは重要です。

本市では、平成 25 年度より滋賀県が推進している「思いやり区画」を窓口で啓発し、車いす利用の方だけでなく、内部障がいや高齢者、妊産婦の方など、移動が困難な方がより使いやすい区画の整備等に努めています。また、栗東駅前土地区画整理区域では、幹線道路の歩道に点字ブロックの設置を進めています。

今後もバリアフリー化をはじめとする生活環境の計画的な整備を推進するとともに、交通安全対策の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

バリアフリー化の促進

①バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

【今後の取組み】

①バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	● 障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育委員会総務課

今後の取組み	内 容	関係課
事業者に対する指導・助言	「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障がいのある人の立場で指導・助言を行います。	住宅課 障がい福祉課
福祉のまちづくり意識の啓発	福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課
安全で快適な歩行空間の確保	障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	道路・河川課
交通安全施設の整備推進	音響信号機の整備など障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	生活交通課
交通マナーの向上	通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等啓発に努めます。	生活交通課
道路の適正使用にかかる指導強化	道路占用許可に際して厳正に審査をし、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	道路・河川課

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防犯体制の充実が求められます。

近年の悪徳商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺は複雑巧妙化し、社会的弱者が標的となることが多くあります。また、精神的、身体的暴力の被害者となり、犯罪被害が表面化しないことがあるため、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見の必要があります。障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを防ぎ、地域における安心した生活を確保するため、防犯対策の強化が求められます。

【施策の方向】

防犯対策の充実

——①防犯対策の充実

【今後の取組み】

①防犯対策の充実

地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、市民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
自主防犯活動のための支援と情報提供	● 地域で自主防犯活動が活発にできるよう適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課

今後の取組み	内 容	関係課
交通安全や防犯に関する出前講座の実施	障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や犯罪の早期発見などについて、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	関係各課
障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。	生活交通課 障がい福祉課

(3) 居住支援の充実

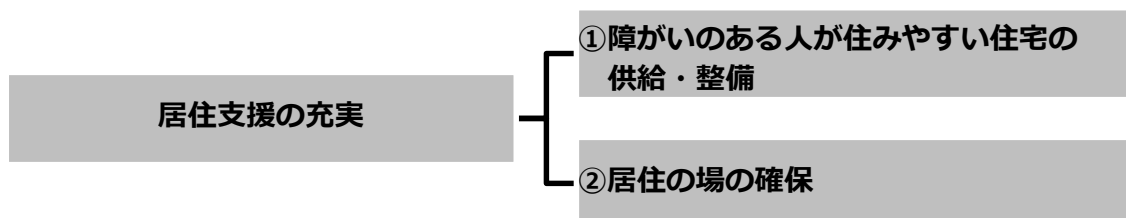
【現状と課題】

施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の在宅生活移行を促進する中で、安全で住みやすい住宅の整備は重要です。

本市では、障がい者向け公営住宅を管理しており、今後も、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの整備や、個々の意思の尊重を実現できるような住まいの場の供給体制の充実が必要です。

また、グループホームの設置に対する、地域の住民への啓発活動が求められます。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①障がいがある人が住みやすい住宅の供給・整備

住宅改造を含めた安全で住みやすい住宅の供給と整備を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
在宅生活を送るためのアドバイスの充実	在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人からの住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用が自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	長寿福祉課 障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
住宅改造に伴う経費の一部助成	● 在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課

②居住の場の確保

障がいのある人が地域で生活をするため、居住の場の確保に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化	● 市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化に対応した住宅整備を行います。	住宅課
グループホームの設置に対しての支援	● 地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。 ● 湖南４市での重度心身障害者進路先確保プロジェクト会議を開催し、関係機関及び当事者へのアンケート結果等を分析し、活用していきます。	障がい福祉課

7 防災・災害時支援の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防災体制の充実が重要です。

本市では、災害発生時の避難の際、支援が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、関係機関等が的確な対応が行えるよう整備しています。また、同報系防災行政無線のほか、同放送の自動電話応答装置、登録制メール、エリアメールの配信により、災害時の情報伝達手段の充実に努めています。しかし、アンケート調査によると、「災害福祉ネットサービス」や「栗東市防災・防犯情報配信システム」のことを「知らない」と回答した人がそれぞれ 30%前後に上っています。また、災害発生時に困ると思うこととして、「安全なところまですばやく避難できない」と「どのように対応すべきか判断できない」と回答した人が多くなっています。このことから、様々な手段で情報を発信する一方で、メディアに不案内な人をフォローするため、避難行動要支援者を実際に援護する地域の自主防災組織の育成、活性化に努める必要があります。また、災害時要援護者避難支援マニュアルに沿った避難施設の整備、医薬品の確保など、具体的な対策を講じる必要があります。

【施策の方向】

防犯・防災対策の充実

①防災体制の充実

【今後の取組み】

①防災体制の充実

地域防災力(消防団、自主防災組織)の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策など、防災体制の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	● 防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課
避難行動要支援者名簿の整備	● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有します。	社会福祉課 障がい福祉課
防災体制の充実	● 「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活（福祉避難所の開設）など、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。 ● 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があり、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行います。さらに、毎年、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障がい児・者自立支援協議会と連携を図り、計画を推進していきます。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。

3 計画の見直し

計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

「第4章 重点目標」については、「障がい福祉計画」が見直しとなる平成29年度において、「障がい福祉計画」と合わせてその取り組み状況を検証し、進捗状況に応じて重点目標の見直しを行うこととします。なお、見直しの結果については、該当項目をホームページなどで公表していきます。